

# 平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	11	府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税</span> 不動産取得税 固定資産税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業所税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他</span> （地方消費税）	
要望項目名	年金積立金管理運用独立行政法人のガバナンス体制の見直しに伴う税制上の所要の措置	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>社会保障審議会年金部会において、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「GPIF」という。）のガバナンス体制の見直しについて年金制度、法人の組織論等の観点から今後の法改正の必要性も含めた検討を行っており、その結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。</p>	
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">関係条文</span>	法人住民税 地方税法（昭和25年法律第226号）第25条の2、事業税 地方税法第72条の4、地方消費税 地方税法第72条の78、第72条の88、事業所税 地方税法第701条の34	
減収見込額	<p>[初年度] ( — ) [平年度] ( — )</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 GPIFのガバナンス体制の見直しに伴い、税制上の所要の措置を講ずることにより、より効率的かつ適正な業務を行い、年金事業の運営の安定に資することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年金積立金の管理及び運用は、厚生年金保険法等の規定により、厚生労働大臣が、運用に特化した専門の法人であるGPIFに寄託して行うこととされている。</li> <li>○ GPIFについては、「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえ、そのガバナンス体制の見直しについて社会保障審議会年金部会において検討を行っているところ、その結果を踏まえて所要の措置を講ずる必要がある。</li> </ul>	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標区 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること 1-1 国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること
	政策の達成目標	GPIFのガバナンス体制の見直しにより、より効率的かつ適正な業務を行う環境を整え、年金事業の運営の安定に資することを目的とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	社会保障審議会年金部会における検討結果を踏まえて年金積立金管理運用独立行政法人のガバナンス体制を見直す際、現行制度における課税関係を維持することが妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—